

## 被爆二世はどのような問題を抱えているか — 被爆二世問題 —

- ① 原爆放射線の遺伝的影響を否定できない状況に置かれた核の被害者であり、健康不安や健康被害の問題を抱えています。
- ② 被爆者である親・祖父母の看病に負われ経済的に困難な生活を強いられるなど「病氣と貧困の悪循環」という被爆者の子・孫という社会生活上の立場からの問題を抱えています。
- ③ 社会的偏見により、結婚や就職の差別につながる人権の問題を抱えています。

## 被爆二世・三世要求

全国被爆二世協は、国に対して以下のことを要求してきました。

- ① 国家補償を明記し「5号被爆者」と位置づけ「被爆者援護法」を適用すること。
  - ② 過去2回参議院で可決された被爆者等援護法にあった「被爆二世・三世条項」を追加し「被爆者援護法」を改正すること。
  - ③ 被爆者援護法の付帯決議に基づき、二世健診の法制化、ガン検診の追加など内容の充実、被爆三世への受診拡大、医療の措置など二世・三世対策を講じることに。
- 「被爆者はどこにおいても被爆者である」と同様に「被爆二世・三世もどこにおいても被爆二世・三世である」ことから、すべての被爆二世・三世に等しく適用されるよう求めています。

## 目的と事業

この会は、原爆被爆者の体験を継承し被爆者および被爆二世・三世の人権を確立し、生命と健康を守り、あわせて核被害をなくし、核廃絶と完全軍縮を実現する運動を行うことを目的とします。

この会は、目的を達成するため次の事業を行います。

1. 被爆二世・三世の健康維持のため、医療補償等、原爆被爆者援護対策の適用を求める運動

2. 国家補償の原則に基づく「被爆者援護法」への改正行動

3. 各国の核被害者と連帯し、核の被害をなくす行動
4. 目的を同じくする内外の諸団体との提携協力
5. その他、目的達成に必要なとみられる事業

活動支援カンパにご協力をお願いします。

(振込先)

中国労働金庫 本店営業部

普通預金 6192565

全国被爆二世団体連絡協議会 会長 崎山 昇

## 原爆被爆者の体験を継承し

## 被爆二世・三世の人権確立と核廃絶の実現を



事務局：〒732-0052 広島市東区光町 2-8-32

〒732-0052 広島市東区光町 2-8-32

TEL 082-264-3222

HP: <http://www.c-able.ne.jp/~hibaku2/>

全国被爆二世団体連絡協議会

(略称：全国被爆二世協)

Japanese Liaison Council of Second-Generation

Atomic Bomb Survivors (JLCSGABS)

被爆二世に国家補償を！

## 目的と事業

この会は、原爆被爆者の体験を継承し被爆者および被爆二・三世の人権を確立し、生命と健康を守り、あわせて核被害をなくし、核廃絶と完全軍縮を実現する運動を行うことを目的とします。

この会は、目的を達成するため次の事業を行います。

1. 被爆二世・三世の健康維持のため、医療補償等、原爆被爆者援護対策の適用を求めめる運動
2. 国家補償の原則に基づく「被爆者援護法」への改正行動
3. 各国の核被害者と連帯し、核の被害をなくす行動
4. 目的を同じくする内外の諸団体との提携協力
5. その他、目的達成に必要なとみられる事業

活動支援カンパにご協力をお願いします。

(振込先)

中国労働金庫 本店営業部

普通預金6192565

全国被爆二世団体連絡協議会 会長 崎山 昇

## 原爆被爆者の体験を継承し 被爆二世・三世の人権確立と核廃絶の実現を



## 被爆者とは

被爆者援護法第1条で4つに分類し定義されています。

- ・ 1号被爆者：直接被爆者
- ・ 2号被爆者：入市被爆者（2週間以内）
- ・ 3号被爆者：原爆が投下された際又はその後、身体に原爆放射能の影響を受けるような事情の下にあった者（死体の処理及び救護にあたった者等）
- ・ 4号被爆者：胎内被爆者（被爆者の胎児）

## 被爆二世とは

法的定義がありません。したがって、法的援護もありません。

1979年度から国（厚生労働省）が単年度の予算措置で被爆二世の健康不安解消を目的に行っている「原爆被爆二世健康診断事業」の「実施要領」の「対象者」は以下のとおりです。

- ① 両親またはそのどちらかが原爆被爆者であること。
- ② ①の原爆被爆者が広島被爆の場合、1946年6月1日以降出生した者であること。長崎被爆の場合、1946年6月4日以降出生した者であること。

\* 「被爆者援護法」では被爆者を1号被爆者から4号被爆者まで定義しています。全国被爆二世協では、被爆二世・三世を5号被爆者（第五の被爆者）と位置づけ援護法の適用を求めています。

事務局：〒732-0052 広島市東区光町2-8-32  
TEL 082-264-3222  
HP: <http://www.c-able.ne.jp/~hibaku2/>  
Iコード広島3F

全国被爆二世団体連絡協議会  
(略称：全国被爆二世協)  
Japanese Liaison Council of Second-Generation  
Atomic Bomb Survivors (JLCSGABS)

反戦・反核・反差別

全国に30万人とも50万人ともいわれる被爆二世が存在しています。私たち被爆二世は、親が受けた原爆放射線の遺伝的影響を否定できない状況におかれた核の被害者です。これまで多くの被爆二世が親である被爆者と同じようにガンや白血病などの病気で亡くなってきました。今も、そのような病気に苦しみながら闘い続けている被爆二世がいます。被爆二世は健康に対する不安だけでなく、健康被害にも苦しんでいます。全国被爆二世協会は、1988年結成以来、被爆二世・三世に対する国による援護対策を国（厚生労働省）や国会に対して求めてきました。しかし、国も国会も被爆二世・三世に対して何の援護対策も行わず放置してきました。

### 被爆70年以降の取り組み

2016年2月に被爆地広島で開催した総会で、被爆70年以降の活動として2つの新たな方針を決定しました。

1. 被爆二世問題を国際社会（国連人権理事会）で人権侵害として訴え、日本政府に被爆二世の人権保障を求める取り組みを進める。
2. 裁判を通して、被爆二世に対する援護対策の実現をめざす。

### 国連人権理事会に対する取り組み

全国被爆二世協会は、2017年10月にジュネーブへ国連欧州本部訪問団を派遣するなど、同年11月に行われた国連人権理事会の普遍的定期審査（UPR）第28会期作業部会に対する取り組みを行いました。その結果、コストリカとメキシコが日本政府に対する勧告の一つとして「被爆二世問題」を盛り込みました。日本政府は、コストリカやメキシコの被爆二世に関する勧告は受け入れませんでした。国連人権理事会で被爆二世問題が議論されたのは初めてのことであり画期的なことでした。今後も国連人権理事会に対して被爆二世の人権保障を訴えていく取り組みを継続していきます。

### NPT 再検討会議準備委員会への代表団派遣

2018年4月から5月にかけて NPT（核兵器不拡散条約）再検討会議第2回準備委員会がジュネーブの国連欧州本部で開かれました。全国被爆二世協会は、初めて代表団を派遣し、被爆二世の人権保障と核廃絶を訴えるサイドイベントを開催し、各国政府代表部との意見交換、NGOとの交流などの活動を行いました。被爆者が高齢化していく中で、国際社会で自らの人権保障と核廃絶を訴えていくことは被爆二世の使命であり、責務であると考えています。



### 原爆被爆二世の援護を求める集団訴訟 (被爆二世集団訴訟)

2017年2月17日、広島地裁に22（その後追加提訴し、現在26）人の原告が、2月20日には長崎地裁に25（その後追加提訴し、現在26）人の原告が提訴しました。広島原告は親が広島で被爆した被爆二世であり、長崎原告は親が長崎で被爆した被爆二世です。全国被爆二世協会の会員が、被爆二世を代表して訴訟を起こし、この訴訟を通して、問題の所在を社会的に明らかにし、すべての被爆二世を援護の対象とする国による立法的措置の契機とすることを目的にしています。



私たちは核兵器の人権侵害の最たるもの一つが放射線の次世代への影響だと思っています。国連での取り組みや被爆二世集団訴訟は、被爆二世の問題にとどまらず、フクシマやチェルノブイリの被害者など世界の核被害者の次の世代の問題解決にもつながります。そして、放射線の次世代への影響や核と人類は共存できないというところが世界の共通認識となれば、原発も含む核廃絶につながるものと確信しています。これらのたたかいは、大変困難なものになるかもしれませんが、核被害者の次世代の問題解決と核廃絶をめざすたたかいは、私たちが被爆二世の使命であることを自覚し、最後までたたかいていきたいと思っています。

皆様のご理解とご支援、ご協力をお願いします。

(詳しくは、「第五の被爆者」「第五の被爆者2」をご覧ください。)

## NPT 再検討会議準備委員会への 代表団派遣

2018年4月から5月にかけてNPT（核兵器不拡散条約）再検討会議第2回準備委員会がジュネーブの国連欧州本部で開かれました。全国被爆二世協では、初めて代表団を派遣し、被爆二世の人権保障と核廃絶を訴えるサイドイベントを開催し、各国政府代表部との意見交換、NGOとの交流などの活動を行いました。被爆者が高齢化していく中で、国際社会で自らの人権保障と核廃絶を訴えていくことは被爆二世の使命であり、責務であると考えています。



## 原爆被爆二世の援護を求める集団訴訟 (被爆二世集団訴訟)

2017年2月17日、広島地裁に22（その後追加提訴し、現在26）人の原告が、2月20日には長崎地裁に25（その後追加提訴し、現在26）人の原告が提訴しました。広島原告は親が広島で被爆した被爆二世であり、長崎原告は親が長崎で被爆した被爆二世です。全国被爆二世協の会員が、被爆二世を代表して訴訟を起こし、この訴訟を通じて、問題の所在を社会的に明らかにし、すべての被爆二世を援護の対象とする国による立法的措置の契機とすることを目的としています。



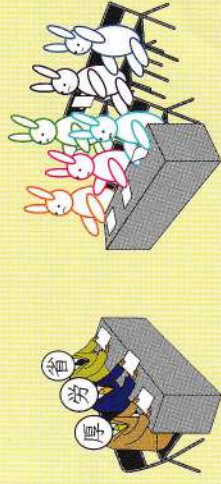
私たちは核兵器の人権侵害の最たるものの一つが放射線の次世代への影響だと思っています。国連での取り組みや被爆二世集団訴訟は、被爆二世の問題にとどまらず、フクシマやチェルノブイリの被害者など世界の核被害者の次の世代の問題解決にもつながります。そして、放射線の次世代への影響や核と人類は共存できないということが世界の共通認識となれば、原発も含む核廃絶につながるものと確信しています。これらのたたかいは、大変困難なものになるかもしれませんが、核被害者の次の世代の問題解決と核廃絶をめざすたたかいは、私たちが被爆二世の使命であることを自覚し、最後までたたかいていきたいと思っています。

皆さんのご理解とご支援、ご協力をお願いします。

(詳しくは、「第五の被爆者」「第五の被爆者2」をご覧ください。)

## 提訴をした理由

厚労省交渉を長年続けてきた。



被爆二世に援護を求める署名  
は**37万筆**集まった



でも、何も変わらなかった



だから、やむにやまれず裁判に  
立ち上がった

